

天龍川下流域における松尾神社領池田荘の 歴史地理学的研究

谷 岡 武 雄

【要約】遠江国松尾神社領池田荘に関する嘉応三年の立券状は、散居景観の起源を知るうえできわめて重要なものである。このことはすでに故藤田元春博士によって指摘された。ここは天龍川下流の乱流地域に属し、しばしばはんらんを受けたため、居住の連続性を立証することは容易でなく、また関係史料もほとんど消失して、過去の景観を復原することは非常にむずかしい。われわれは最近の数年間文書の検討にとどまらず、空中写真の解読、種々なる計測を含むフィールド・サーヴェーを続けて、荘域の推定、地形環境と居住景観の復原に努めてきた。ここにひとまず従来成果をまとめて報告し、今後の研究の発展に資したいと思う。この池田荘域は、天龍川の沖積作用がいまなお進行中の平野を占め、そこは北高南低、西高東低の沈降性ブロックをなし、河川が乱流して網状の流跡が著しく、本流の変化もしばしば行なわれたところである。そういうなかに、旧中洲・自然堤防群が微高地をなしている。現在の大廻神社あたりを本拠地とした池田荘は、かかる微高地をまず開発の対象となし、しだいに流跡やバックマーシユのごとき低地に進出して行ったものと思われる。遠隔地荘園の領有体制において、『在家』としてその末端組織を支えたのは、かかる微高地を疎状に占居した社会集団のリーダー格のものである。しかしそれは、最大といえども一反の屋敷地をもつにとどまり、東北の辺境のごとく、支配力が強くて多数をその下に隷属させたタイプとは考えられない。池田荘では在家を中心に疎状に集まり、小村もしくは小規模な疎集村形態をとり、数戸のほぼ同族から成る集団が、微高地を占居して集落の単位を構成していたものと思われる。これが畿内・その周辺と辺境との漸移地帯における在家集落の一つの特色ではなからうか。

史林 四九卷二号 一九六六年三月

は し が き

① ころである。

遠江国池田荘は、かつて故藤田元春博士が研究されたと

天龍川が乱流する下流域において、平安末期に京都の松尾神社が荘園を領有していたが、その境域と集落形態につ

いて、故藤田博士は、嘉応三年（一一七二）の立券状^②が、各所に『壹町畠在家』とするところより、『邑里蕭條たるの趣』を呈する純粹な散居景観を想像された。在家に関する研究が進んできた今日、文書の解釈は改められるべきであり、また同じ考え方に立つ米倉二郎氏の所説に対して、莊園制のかげにかくれた中世村落の実態をつかむべき視角に欠けると、故清水三男氏により批判^③が行なわれたとはいふものの、散村の起源が近世以前にさほどさかのぼりえないと考えられていた当時^④において、平安末期のかかる景観を示す史料を指摘されたことは、日本の集落史研究にとつて、大きい意義を有するよう思われる。

日本の集落史において、オリジナルな集落形態は散村なのか集村なのか。これには原始ゲルマンの定住様式をめぐる論争にも似た興味がある。一応、集村をオリジナルと考へた場合、散村の起源はいかなる時期に求められるか。この点の究明なくして、集落史研究の前進はありえない。こういう意味においても、故藤田博士の投じた一石は大きい。いうまでもなく集落は、地表景観を構成する重要なモメントをなしている。集落史は歴史地理学にとって、景観

発達史の一ブランチと考えねばならない。その場合、日本においては、条里と新田とが最も有効な手がかりとして、いままで盛んに取りあげられてきた。これによって平安中期以前や江戸期の景観は、かなりの程度まで明らかとなるに至った。また室町後期については、特色ある防御的集落の遺構景観が有用な資料を提供してきた。しかるに、条里制の地表景観に対する規制力がしだいに失われていく平安末期以後、室町前期にかけての長い期間は、残念ながら日本の景観を統一的にはあくしうるような指標に欠けている。したがって、個々の地域につき、いわば地誌的な研究の積み重ねによってのみ、日本の集落史ならびに景観発達史を完成させることができるであろう。

ところで、かかる盲点ともいうべき時期の景観ないしは地域像については、少なくとも畿内、その周辺、辺境の諸地域を区別しなければならぬ。純粹に史学の立場によるとはいへ、畿内地域に関する渡辺澄夫氏^⑤や稲垣泰彦氏^⑥の研究、辺境地域についての永原慶二氏の研究^⑦などは、歴史地理学的な観点からも、じゅうぶんに批判に耐えうるものであるし、また今後の歴史地理学的アプローチにも、多くの

示唆を与えている。これらに対し、畿内周辺地域、もしくは周辺と辺境との漸移地域とも考えられる東海地方に関しては、とくに尾張国につき、地理学の分野においてなされた米倉二郎氏^⑧、水野時二氏および板倉勝高氏の諸業績のほか、史家の手になる歴史地理学的研究は必ずしも多くはない。そういうなかにあつて、かなり長期間をかけて進行中の菊田武雄氏による安食荘の復原、弥永貞三氏による西春日井郡師勝町の水田史の研究、歌川学氏による東三河地方および西遠地方における条里制の研究などが、地理学の立場からも注目されよう。

しかしながらこれらの諸研究は、地形の点からみて、比較的に安定した開発の古い沖積平野に関するものが多い。歴史の諸時期を通じて、その形成活動がアクティヴであつたデルタやデルタⅡファンに関しては、活動の休眠的な地域よりもいっそう詳細に、開発のプロセスを知りうるのではないか。かかる点からいえば、中世の畿内周辺と辺境との漸移地帯にあたる東海地方の天龍川下流域について、地形の変遷をたどり、かつての集落景観を復原し、河川乱流地の開発の特色をとらえるのは、意義が深いように思われる。

残念なことには、池田荘に関する文献史料は非常に少ない。前記嘉応三年の文書以外には、すでに鎌倉期にはいつている寛喜年間（一二一九～一二三二）の左弁官宣旨など、わずかなものがあげられるにすぎない。したがって、他の資料によつて、可能なかぎり復原を行なう必要がある。空中写真の解読、フィールド・ワークによる土地利用や経営構造の分析、地形変遷史的研究などは、地理学にとつては景観の復原をこころみるために、歴史学にとつては在家の構造を考えるうえで、役だつように思われる。われわれはここ数年間、天龍川流域をフィールドとしてきたが、見いだした事実はさほど多くはない。その成果がたとえわずかであっても、歴史地理学界に巨大な足跡を残された故人の研究に、付け加えるものが認められるならば、望外の喜びと考えている。

① 藤田元春「王朝末期の一農村（松尾神社領遠江国池田庄）」『歴史と地理』三〇ノ二、昭和七年。

② 松尾神社文書、遠江国池田荘立券状『平安遺文』三五六九。

③ 清水三男『日本中世の村落』三九八ページ、昭和十七年。

④ 牧野信之助「越中国新開地帯散居村落制三論」『土地及び聚落史上の諸問題』昭和十三年、所収）、『旧加賀藩の散居村落制について』『武家時代社会の研究』昭和十八年、所収）。

⑤ 渡辺澄夫『畿内庄園の基礎構造』昭和三十一年。

⑥ 稲垣泰彦「初期名田の構造―大和国大田犬丸名について―」（永原・稲垣編『中世の社会と経済』昭和三十六年、所収）。

⑦ 永原慶二「中世村落の構造と領主制―小村・散居型村落の場合―」（『中世の社会と経済』所収）。

⑧ 米倉二郎『集落の歴史地理』再版六〇〇六九ページ、昭和三十五年、『東亜の集落』二六四―二七二ページ、昭和三十五年。

⑨ 水野時二『尾張の歴史地理』上、昭和三十四年、同中、昭和三十六年。板倉勝高『尾張国富田庄を例とする日本庄園の村落構造』『東北地理』五ノ下、昭和二十七年。

⑩ 弥永貞三『師勝町の水田の歴史』（『師勝町史』所収）。

⑪ 歌川学「東三河地方における条里制の遺構」一・二・三『愛知大学総合郷土研究所紀要』四・六・七、昭和三三―三六年。

⑫ 歌川学「遠江国浜名郡における条里制の遺構」『愛知大学文学会・文学論叢』二〇、昭和三五年、「浜松付近における条里制の遺構」『同上』特輯号、昭和三七年。

⑬ 経光卿記十八紙背文書（東洋文庫蔵）。この官宣旨は、石井進氏の御示教によるものである。ここに示して謝意を表したい。

一 天龍川下流域と松尾神社の荘園

諏訪湖に源を発する延長約二一六キロの天龍川は、伊那の断層谷を貫流し、先行性流路によって大峽谷をつくったのち、二俣（天竜市）から西遠江の広い平野に出て太平洋に注いでいる。われわれが下流域と呼ぶこの平野は、天龍川が運搬してきた物質の堆積によって形成されたものである。

洪積層台地をなす右岸の三方原、左岸の磐田原も、かつての天龍川がつくりあげた隆起デルタ・ファンにはかならない。^①

天龍川は、その流域にフォッサマグナ・中央構造線・赤石裂線などに関連した破碎帯域をもち、それが運搬物質を豊富に供給する源ともなり、多い水量とともに冲積作用を旺盛に、したがって災害を大きくしている。ところで断層のなかでも赤石山地に発して南方へ延びる二線^②は、赤石東線、赤石西線と呼ばれ、これらの延長は磐田原の西と三方原の東とをそれぞれ限るらしく、それゆえに下流域平野は、二つの断層にて限られた沈降性ブロックと考えられる。しかもこの下流域では、右岸に冲積段丘が発達するため、天龍川は磐田原にいつそう接近して流れている。また同じ等高線上の地点を選んで滞水層の深度を比較すると、地盤の沈下量は東のほうが相対的に大きいことが知られる。かくして後述の河道西遷説にもかわらず、巨視的には、この下流域平野は西に高く東に低い傾動性を帯びることとなる。それとともに、現地形からみて、北に高く南に低い地盤運動が、平野の形成後も継続されているものと考えねばならないであろう。

このような天龍川下流域平野は、さらにつきのごとく区分される。

一、段丘および扇状地の地域 側方侵食を受けた洪積層台地の縁辺は、上位段丘とみなすことができる。この形成後、天龍川が峽谷を去って運搬能力を急速に失い、荷重を落とすために谷口に形成されたものが扇状地である。

しかしこれも上述のごとき地盤運動に影響されて扇面が段丘面化しており、浜北段丘と呼ばれる中位段丘と下位段丘とが区別される。下位段丘は明らかに沖積層段丘である。

そしてこれの東側の低地も、扇状地のなかに含まれる。浜松の東を流れる馬込川は、天龍川のかつての流路と考えられてきたが、これは段丘を開析するわけだから、歴史時代に関するかぎり、その説は誤っている。

等高線でいえば、ほぼ一〇メートル線以上がこの地域に相当する。下位段丘面化した扇状地の末端は湧水地帯をなしており、^④乾田と湿田との境界地帯も、またそれと一致する。しかしながら、かつて池田莊が営まれたところは、これらの地域にはほとんど含まれない。

二、河川の乱流地域 これは扇状地の末端より海岸線

近くの間に展開し、沖積平野の主要部をなすものである。

池田莊域もすべてこの地形区に属する。この地域を通じての地形の特色は、比高一メートル前後の数多い微高地が島状に分布し、集落がその上に立地していることである。いまでは人工の加わる度が大きいけれども、オリジナルには中洲もしくは自然堤防と考えられる。通常は災害から守られ、異常洪水時にのみ水をかぶるにすぎない。

この地域をさらに、上下の二つに区分することができる。より上流域は、扇状地の外縁に当たっており、古い網状流の跡（旧河道）とかつて中洲をなした砂礫堆とが歴然と残っているとこである。莊境の北部がこれに相当する。第二は、その下流につづくところで、微高地は自然堤防の性格が強く、低地はバックマーシュに当たる。第一の地域との境界は判然としないが、それをほぼ国鉄新幹線の少し下手に引くことができよう。したがって、高木・堀之内・平間・草崎・海老島などの諸集落は、かかる自然堤防を占めることになる。

三、海岸地域

ポイント・バー・新旧の浜堤・河口砂洲・古い沿岸洲などと、その間のスワンピーランドとか

ら成る地域である。これは池田荘とはほとんど関係がない。荘域の南境をなした左岸の東平松・中平松・西平松を連ねる東西の線は、最も古い浜堤に当たる。なお海岸に近い砂洲は、ある程度砂丘化していることがわかる。

四、太田川流域の平野 磐田原の東を流れる太田川は、河口近くで天龍川乱流地域の左岸を集水する傍僧川を合わせる。その流域の平野も、自然堤防とバックマーシュとから成っている。磐田原南方の大池付近は、天龍川と太田川・今之浦川の沖積作用から取り残された大きいバックマーシュにあたる。しかし、この地域も池田荘とはほとんど関係がない。

右のような地形からも知られるごとく、天龍川はしばしばはんらんを繰り返してきた。続日本紀に見られる霊亀元年（七二五）五月の鏡玉河洪水が、天龍川の場合をさすかどうかについては議論が残るにせよ、洪水の例は枚挙にいとまがない。しかし、かかるはんらんは、沖積平野が形成されるプロセスとみなすべきもので、そのような過程に住民がいかにアダプトしてきたかが、開発史の主要なテーマをなすように考えられる。

国道一号線の天龍川橋を東へ渡った左手に、池田と呼ばれる集落がある。いまは平凡な農村にすぎないが、ここは熊野姫の伝説で知られた池田宿のあとで、かつては渡津町をなしていた。池田荘が経営されたのは、この池田から南方の一带で、現在の天龍川の兩岸においてかなり広い範囲に及んでいる。この池田は、行政上磐田郡の豊田村に属する。その南は海岸域を占める竜洋町、東は遠江国府と見付宿とを継承する磐田市であって、川の西側はすべて浜松市に含まれる。これらが旧池田荘域に関係した市町村にあたる。東海道本線によっても新幹線によっても、旧荘域のまっただ中を通ることになる。

微高地をなす旧中洲・自然堤防・ポイント・バー・旧浜堤などと、低湿地の網状流跡・バックマーシュとの繰り返しから成る下流域平野においては、かかる地形の変化に相応じた土地利用のヴァリエティーが見られる。すなわち洪水から比較的に安全な微高地は、居住の場と畑地と一部は乾田になり、低地はたいいてい湿田として利用されている。かかる水田では米麦中心の伝統的農業が行なわれるが、畑地のなかには、この地方で田島畑と呼ばれる半田もしくは播

揚げ田の多いことが注目される。われわれのフィールド調査の結果によれば、これは既存の微高地を單純に切り開いて分離したのではなく、基底部に礫を敷き並べ、土を盛り上げた場合が多い。低湿地の干拓の際にも、水田の排水を促進させるために溝を掘り、その土を盛ることによって田島畑が形成される。つまり微高地はオリジナルではなく、人為的にいろいろと改変されてきたものである。いずれにせよかかる田島畑は、綿・桑そしてタバコなどの商品作物や、根菜を主とする野菜の栽培の発達に伴って盛行したところで、近世に起源をもつゆえ、池田荘のこの土地利用とは関係が少ない。なお、現在では全域にわたる土地改良事業の普及と天龍川の河水統制が進んできたことのため、この種の特色ある土地利用形態は、しだいに影をひそめていく傾向がみられる。

荘域のやや北西寄りにあたる天龍中学校での観測によれば、地下水の最低位は夏冬ともマイナス二四〇センチとなっている。他に五個所の測点をもとめたが、数値にさほどの開きがない。微高地の地下水位はかなり浅いわけである。しかし、中野町北方や最下流域で広範囲にわたる自噴地帯

を除けば、はんらん原とはいふものの田畑を經營するための用水は不足し、そのため、左岸の多くの地区では天正十八年(一五九〇)に開かれた寺谷用水^⑥を利用しており、また前記の大池の水やさらに下流では揚水による灌漑もみられる。これらの灌漑系統と交通路網とが基本となっている土地区画は、一部を除き、非常に雑然としたものである。そこにも乱流地の地形が反映している。しかし、荘域北端の土地割はきわめて整然としており、これは鈴木浦八翁が明治二十年に、静岡県としてかなり先駆的な耕地整理を行なった結果^⑦であって、条里制とはならぬ関係がない。

このような地域においてかつて一円的な荘園を經營した松尾神社は、京都の西郊で桂川の右岸に位置し、大山咋神を祭り、秦氏とは関係の深かったところである。古来その勢威は強く、社家は二〇を数え、葛野・乙訓・紀伊三郡にまたがる一〇八個村から、氏神として尊崇されるとともに、酒の神としても知られてきた。洛西の郊外に広い社領を所有する^⑧とともに、各地にて荘園を經營し、それには丹波國の雀部^{ささべ}荘・桑田荘、伯耆國東郷荘のほか、三河國設楽^{せつらく}荘・越中国松永荘、甲斐國志摩荘、そしてここにとりあげる池

田荘などが含まれていた。

残念ながら、池田荘の成立過程は明らかでない。おそらく寄進地系のものと思われ、松尾神社にとっては遠隔地荘園の一つであった。天龍川がしばしばはんらんするためか、他荘からもなら注目されていなかった。しかるに河道の安定を伴う開発の進展と荘園支配力の弛緩にしたがって、ようやく隣接荘園との界論がおこってきた。池田荘に隣り合うものとしては、まず現河道の右岸地域において、南には非常に広い範囲にわたり所領が分散的な河曲荘(川勾荘)、¹⁰南西にはいっそう一円的な頭陁寺荘、西には後代の所領について菊池武雄氏が論じた太神宮の蒲御厨、北西には美園御厨や羽鳥荘があげられる。以上は池田荘と同時代的であるが、飯田荘は時代がかなりずれており、鎌倉末期のものと考えられる。

他方、左岸地域においては、東に遠江国二之宮の磐田郡鹿苑神社に属する二宮荘が知られており、また、荘園志料は岡田荘を賀茂東へ賀茂西付近とみなしているが、これは現在の上岡田・下岡田と考えたほうがよく、さらに池田荘の北には、賀茂神社の存在や地名から推して、賀茂御厨を

想定するのも、決して不当ではない。しかし、右岸地域の隣接荘園ほどには史料もそろわず、分布も粗であるため、この地域は比較的に開発が遅れていたように思われる。

このような諸荘園が、その境域を広げてくれば、当然のこととしていさかが生ずる。嘉応三年の立券状によれば、当時は仁和寺観音院の末寺であった頭陁寺の領有する川勾荘が、南西から荘境を侵したので、防示を打って界を定め、券文を立てたという。さらに二十年後には、太神宮領の御厨と池田荘との間で争論が行なわれたことを、玉葉は伝えている。¹¹かくのごとくして池田荘は、しだいに領域を四周から侵襲され、内部では地頭クラスの台頭をみたり、その間にはしばしば自然災害も受けて、遠隔地荘園のたどるべき運命にしたがい、文永元年(一二六四)には、かすかにその存在が知られる程度となった。¹²

つまり、嘉応三年の文書が伝える長承年間(一一三二～一一三五)から、文永元年までの約一三二二年間が、池田荘の存在を直接・間接に知りうる期間である。

① 土隆「天龍川下流地方第四系の地史学的考察」『東北大学理科報告(地質学)』特別号、四巻、昭和十五年。

② 静岡県地質図説明書。

- ③ 『甲陽軍鑑』巻十四、元龜三年天龍河図（天龍川東縁水防組合『天龍川水防誌』一八九ページ、昭和十三年、所収）および吉田東伍『大日本地名辞書』天龍川の項。
- ④ 竹内常行『天龍川下流平野と三方原台地の土地利用と水利の発達』『人文地理』一七ノ六、一九六五年。
- ⑤ 土地改良投資調査会『天龍川下流における治水と土地改良の発展』昭和二十九年、および『天龍川水防誌』前掲。
- ⑥ 『寺谷用水史』大正十四年。
- ⑦ 磐田郡豊田村役場『鈴木浦八翁の耕地整理に対する遺稿』。
- ⑧ 寛平八年（八九六）二月の山城国山田郷長解（平安遺文（一八））では、松尾社領山田郷に刀禰九人が存在したことがわかるし、嘉祿二年（一二二六）九月の左弁宣下文案（東寺百合文書、京大影写本ニノ八冊）に「西七条者分保々々箇所」とあり、松尾社領「西七条の六箇保神人」の存在が知られる。
- ⑨ 松尾神社文書、雀部荘（建久八年）・桑田荘（建久八年）・東郷荘（貞和四年）・設葉荘（建久七年）・松永荘（建久七年）・志摩荘（建久七年）。
- ⑩ 以下の隣接荘園は、いずれも『荘園志料』による。
- ⑪ 菊地武雄「戦国大名の権力構造―遠州浦御厨を中心として―」『歴史学研究』一六六、昭和二十八年。
- ⑫ 『玉葉』第三卷、建久二年（一一九一）五日二四日の条。
- ⑬ 荘園志料による。

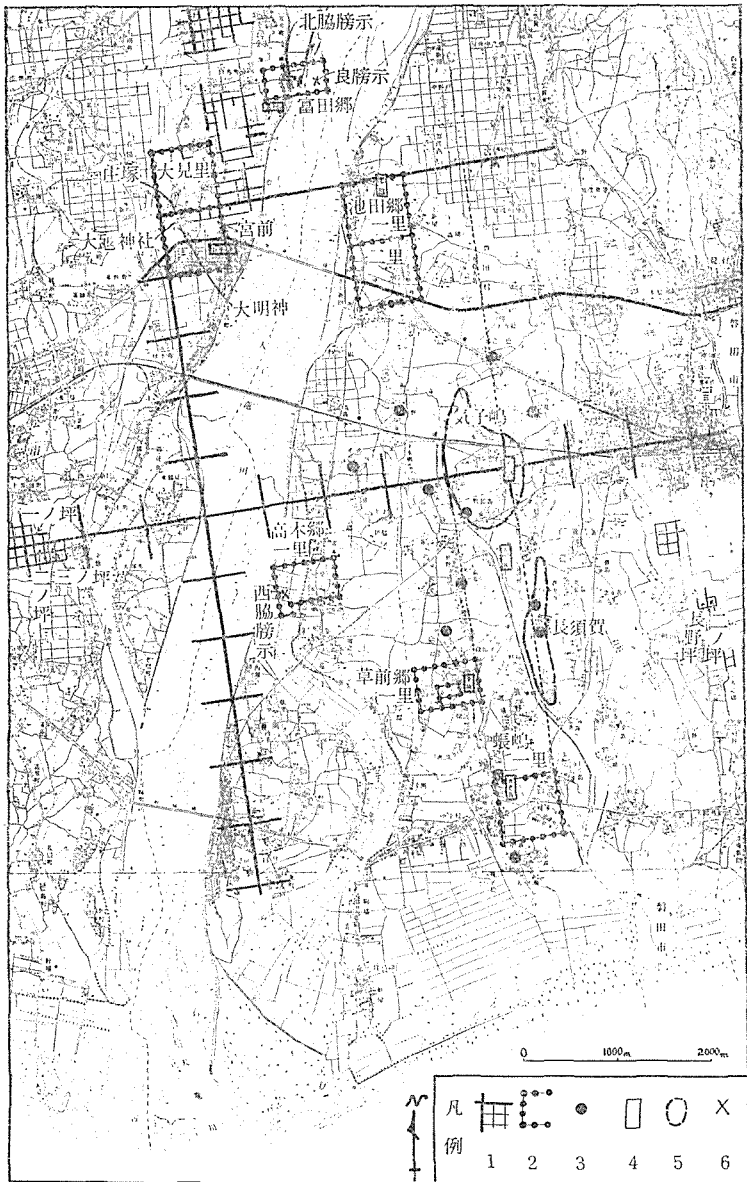
二 荘域の推定

嘉応三年の文書にあらわれた地名を検討することにより、ある程度まで荘域を推定することができる。

池田荘ならびに文書の池田郷が、現在の豊田村池田に当たることは、いままでの研究者によって認められてきたが、それ以外にも文書の地名の若干が現在も残っている。すなわち、まず文書の富田・富田郷は浜松市の富田に、大見村・大見里は同じく中里町の大見に比定され、また文書の中村が現在の中野町と全く無関係ともいえない。これらは現河流の右岸を占めるが、左岸では、文書の気子嶋が豊田村の気子島に、長須賀および草前郷は磐田市の長須賀と草崎に、蝦嶋は竜洋町の海老島に、高木郷・高木明神は同じく高木に、それぞれあてることができる。また荘境の北東に隣接するはずの勾坂は、豊田村に現存している。

しかしながら、文書の四至に見られる宮崎・江墓楊田・文三嶋南崎、荘園を構成した葛巻・捌生里外・江墓里・細澤里外・治里外・相撲田・岡本郷・田川里・福山里・南福里・吉富・国富保・羽婆里・小池里外・楊田里外・牛嶋などについては、小字名の検討からもなら手がかりが得られなかった。たびたびのはならんにより、居住と土地利用の継続性を守りえなかったためと考えられる。

なお、文書では池田荘が豊田郡に属している。この郡は



第1図 池田荘域の推定図

1. 条里型土地割 (太線は推定条里界線) 2. 推定郷保村嶋の境域 3. 松尾神社
4. 立券状に關係ある現在の地名 5. 氣子嶋・長須賀の微高地 6. 推定勝示の位置

文書の四至が示すごとく、『長田郡』・長上郡の東側にあったが、明治二二年と同二九年との二度にわたる行政区域の変更に伴い、ほぼ天龍川の右岸は浜名郡(現在は浜松市)に、左岸は磐田郡にまとめられてしまった。^②

第二に、この地域の村に限って、あまり格の高くない松尾神社を氏神とする場合の多いことが、荘域の推定に役だつように思われる。前野の郷社が松尾八王子神社と呼ばれるほか、刑部島・新島^あ・長須賀^③・小中瀬・海老島の氏神は、いずれも創建年代の判明しない松尾神社である。また草崎の七社神社は、七社が合祀されたもので、そこには松尾神社が含まれており、祠あとが耕地の中に残っている。

豊田村において、国道一号线と旧東海道とが分岐する地点より南に望まれる郷社若宮八幡宮は、明治七年に、浜松県第二大区三小区に属する二九個村の神社をことごとく合祀したものである^④。そのなかでも、宮之一色・下方能・下本郷・赤池のものは松尾神社と呼ばれていた。同じくそこに合祀された立野の諏訪神社は、明治十三年に、松尾神社のかつての境内に分霊奉祀されたものである^⑤。このように、池田荘に比定される地域において松尾神社が数多く分布し、

それ以外にはあまり見いだされない。

なお、竜洋町の高木では、大字居廻二四五番地に神明神社が祭られている。その創建は明治初期のことに属し、とつてい文書の高木明神とは結びつかない。しかしながら、享保三年(一七一八)八月の『川東三拾式ヶ村調書上牒』^⑥には、高木村の宮地十一個所のなかに、『上下大明神』とつていのが見いだされるので、現在の宮本ないしはその南方に、『高木明神』が位置していたものと推定される。

他方、現河流の右岸においては、直接に松尾神社と呼ばれるものは存在しない。ところで、現在は橋本集落をなす中野町(浜松市)に属し、『大明神』と呼ばれる大字(調査時三八戸)のなかに、大臈神社^{おおむか}がある。これは京都の松尾と同様に、大山咋命とさらに大國御魂命を祭神とし、村社ながらも由緒は古く、式内社にあたり、付近の十一個村の氏神として尊崇されてきた。しかもそれは、松尾大明神とも呼ばれたことが明らかで、大明神部落はそのためかつて松尾村といわれた^⑦。左岸の松尾神社が、いずれも五石以下の小さい社領をもつにすぎなかったのに対し、この大臈神社の場合は、近世を通じて三五石を維持し、さらにそれ以

前は三〇〇石に及んだらしい^①。

ここはまた東海道筋の要所に当たり、富田・大見など池田荘の主要部にも近い。京都から東海道を下って来れば、いずれのルートをとるにせよ、この地を通過する。池田荘の入口をなすわけである。したがって、ここに荘園経営の根拠地が置かれたのではないか。文書記載の大見里を現在の大見とすれば、それにつづく文書の『宮前』こそ、この神社付近をさすものと考えられよう。大甕神社に北接する『庄塚』と呼ばれてきた何かの遺跡も、かかる荘園経営の根拠地と関係するらしい。

しかも、これが式内社に属することより、大明神部落の歴史が非常に古いことがわかる。それは池田荘が成立する以前の集落であって、ここを根拠に荘園が経営されるにあたって松尾神社が勧請され、荘園の衰退とともに大甕神社の旧に復することになったものと考えてよからう。

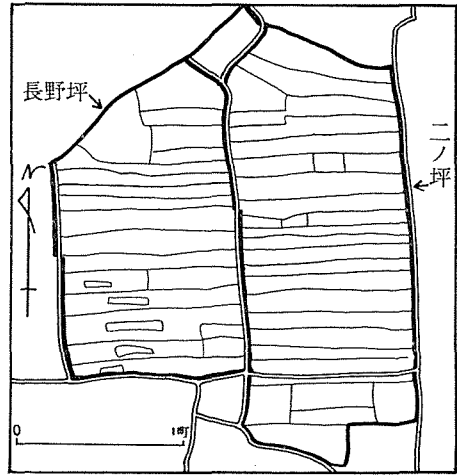
なお、陸上交通の要所を占める大明神が荘園経営の中心地であったと推定した場合、荘域の南西隅に倉所が置かれ、年貢米がここに集められて海路松尾神社に輸送されたと考えられることも、決して不当ではなからう。そうした場合、文

書の四至に見える『宮崎』とか蛭嶋三六坪の『濱』に近接したところが、倉所の位置にふさわしい。

第三の手がかりとして、条里制を取りあげよう。周知のごとく、嘉応三年の文書には、荘内の条里坪付がしるされている。しかしながら、現実には旧荘域内でその遺構が見いだされるのは、北西部にあたる富田・大見付近にすぎず、これはすでに筆者^②および歌川学氏^③によって明らかにされたところである。条里型土地割における阡線の方向は、真北より約七〇度西偏しており、これは池田荘に西隣して長上郡に属した上飯田・下飯田の条里制遺構、同じ郡の市野町・長上町におけるもの、北隣の貴平町・白鳥町付近のもの^④と共通する。

以上のほか、われわれは今回の調査により、左岸の磐田市域において、中泉南方の上岡田および上大之郷の地籍図の中からも、ごくわずかな条里型土地割を検出した。これは旧豊田郡の東境にあたるもので、阡線の方向は、一部を除いて北六〇度西偏となっており、二ノ坪の地名さえ残っている。旧豊田郡に東隣した旧山名郡や、さらに周智郡におけるこの種の土地割は、北二〇度西偏が主方向をな

し、旧豊田郡境に近く、上大原付近で斜行型をとる小字一ノ坪・二ノ坪西方のものが、北十六度西偏という例外を示すにとどまり、明らかに旧豊田郡の場合とは異なる。かくして天龍川の広い乱流地域を挟んで、両側にごく断片的に残存するにすぎない条里型土地割が、ほぼ類似の方向をとるわけであるから、かつて豊田郡内の各地に施行され、はんらん後の復原力が非常に弱かった条里制は、阡線の方向が一様に北六〜八度西偏となっていたことが判明する。



第2図 天龍川左岸、旧豊田郡の条里型土地割
(磐田市上大之郷の長野坪、二ノ坪)

坪並のいかんは、荘域復原の最も重要な決め手となる。しかしながら、いままでの努力をもってしてもこれを明確にしえなかったことを、残念ながら認めざるをえない。旧豊田郡に関しては、上大之郷の前記二ノ坪・長野坪以外に、坪地名が残存しないからである。かりに長野坪を七ノ坪の音便と解釈すると、二ノ坪が東隣するので、第一列が北東隅にはじまり南進する坪並が考えられるけれども、これははなはだ根拠が薄い。

旧山名郡については、上大原の一ノ坪に南隣して二ノ坪が見いだされること、田原村西島南東方における一ノ坪より六ノ坪に至る坪地名が、北から南へ順次配列すること、さらに袋井町の耕地整理区における事業以前の地籍図が示す坪地名などにより、北東隅に一ノ坪がはじまって第一列は南進し、列は西へ数え進む連続式が推定される。しかし、同じ旧山名郡に属しながらも、南御厨の大立野の場合は、一ノ坪〜五ノ坪が、東から西へ並ぶので、北東隅にはじまりながらも西行する連続式の坪並も考えられないことはない。

他方、西隣の長上郡もしくは長下（田）郡に関しては、

上飯田・下飯田において一ノ坪・二ノ坪・三ノ坪が見いだされる。残念ながら、一ノ坪の南に二ノ坪と三ノ坪が東西に並列するゆえ、これだけでは南北式とも東西式とも判断がつかない。通常は、坪並が郡ごとに異なるので、隣接郡からする豊田郡の坪並の推定は、かくしてあきらめざるをえない。

しかしながら、嘉応三年の文書を検討することにより、可能性の多い坪並を考えてみるのも無駄ではなからう。その際、(一)文書に表示された河・池・瀆などの地形に関係あるものを尊重し、できるだけ矛盾の起きないように解釈すること、(二)荘境付近において池田荘域内に入り組んでいる隣接荘領のものは、その荘園に近いところに位置したと考えること、(三)勝示の位置を重視すること、以上の三つをわれわれは原則として用いた。かかる原則に立って、連続式もしくは平行式坪並十六形式のすべてにわたって検討すれば、ほとんど可能性のない坪並が十二形式、若干の可能性のあるものは一形式、かなり可能性の強いものが三形式となる。

この三形式とは、一ノ坪が北西隅にはじまり、第一列は

東進する連続式、同じく平行式、および北西隅にはじまり南進する平行式である。しかし、平行式は山名郡の例から推しても可能性が薄いから、結局のところ、北西隅にはじまり第一列は東進する連続式が、最も多くの条件を満たすこととなる。この坪並と仮定すれば、相撲田一里の場合、羽鳥荘に属する水田がかなり池田荘内に深くはいってきて、やや困るという程度にすぎない。そうしてかかる坪並は、歌川氏が蝦蟇について推定されたところと一致する。

嘉応の文書においては、居住地が断続的であったためか、条のことがなんらしるされていない。しかし、里に関して、岡本郷と池田郷の場合、二里まであげられている。坪並が右のごとくとすれば、里のほうは通則にしたがって、北から南へ数え進んだと考えてよからう。微高地がいずれも河流にしたがって南北に長いことが、この際思い起こされる。

以上の検討にもかかわらず、豊田郡ならびに池田荘の条里を正確に复原することは、いまのところ不可能に近い。

このままでは研究が一步も進まないゆえ、ここで复原について一つの作業仮説を立て、かりに条里線を引くことにし

よう。そしてどの程度まで、種々なる条件を満足させるか
をみることにしたい。

まず、大贖神社の北側にある『庄塚』が、条里や荘域にな
にかの關係をもつものとみなし、ここを通り、この地区の
条里製造構の方向に従い、東西の陌線を引く。さらにこの
神社を含む小字大明神の西境に沿うて、同じく条里型土地
割の方向とおりの南北線を引く。そうしてこれらを六町ご
とに区切り、多数の平行線によって、池田荘域と推定され
るところをおおうことにする。そうすればかかる区画線は、
豊田郡外ながら、土地割の方向が同一の貴平町一ノ坪を基
準とした条里線とも、上飯田・下飯田地区における一ノ坪
を二ノ坪・三ノ坪の西側に移して並列させ、それを基準に
とった条里線ともほぼ一致する。ただしこの区画線によれ
ば、左岸の上大之郷二ノ坪が所定の位置に収まらないけれ
ども、ここは旧山名郡の坪並の流用とも考えられるゆえ、
さほど重要な反証とはならない。さらにわれわれが推定し
た南北線が、前野の松尾八王子社と海老島の松尾神社とを
結ぶ線、宮之一色・長須賀・新島の各松尾神社を通る線な
どと一致するのは、決して偶然ではないように思われる。

このような推定条里に基づき、第一図には、荘内の郷・
保・村・里・嶋のうち現地名として残るもののみ、およびその
範囲が書き入れてある。『富田郷』は心もち北にずれた感
じがするけれども、『大見村』の『大見里』および『宮前』、
『池田郷一里・二里』、『高木郷一里』、『草前郷一里』、『蜷
嶋一里』などは、ほぼ正しい位置を占めている。しかし、
後述の微高地内にすべてが収まるわけでないのは、後代の
地形の変化、各郷保村里嶋内に水田が多く含まれていたこ
となどによる。なお、『気子嶋』と『長須賀』とは、文書
では条里の坪付をとらず、単に『壹所嶋』とか『壹所壹町
嶋在家壹宇』とかしるされるにすぎないので、正確な範囲
はつかめない。

以上の推定条里は、地形環境の検討から得られるところ
と照合してみても、さしたる不都合が生じない。しかし、
これは単なる試案にすぎないもので、今後さらに研究を進
めて、いつそう正確な復原図としていかねばならない。

① 『碧田市誌』(上二五六ページ、昭和二九年)は、文書の『池田』を
現在の中野町大明神辺にあてているが、荘園経営の中心地をそこに推
定するのはよいとしても、現在の池田を無視することには同意できな
い。

② 『中泉町誌』三五ページ。元来豊田郡の西隣は長田郡に属したが、和銅二年にそこは長上郡・長下郡に分かれ、池田荘のころは『長田・長上』の両郡となっていた。それが近世には長上郡にまとめられたしだいである。

③ この地域の松尾神社は、京都の松尾神社にほとんどつながりがないと思われていたところ、昭和三十五年十二月三十日に長須賀の松尾神社が全焼した際は、京都の松尾神社へ参拝して分霊を迎えるということがあった。

④ 海老島の社家古田氏が、これらの松尾神社に奉仕している。古田家の文書によっても、これら神社の創建年代は明らかでない。

⑤ 明治二年『神社合祀願』、古田家文書。

⑥ 明治三年『郷社若宮八幡宮沿革誌』、熊谷敏三氏蔵。

⑦ 『磐田郡誌』五七九ページ。

⑧ 古田家文書、同三冊之内三。

⑨ 徳川家綱社領継目安堵朱印状写、大庭神社文書、『浜松市史』史料編三。

⑩ 徳川家康社領寄附朱印状写、同上。

⑪ 式内村社大庭神社書類、区長富田豊氏保管。

⑫ 河出書房『日本歴史大辞典』、今井林太郎氏稿。

⑬ 拙稿「荘園農村の地理的諸相」朝倉書房『歴史地理学講座』三、一五一ページ、昭和三二年。

⑭ 歌川学『浜松付近における条里制の遺稿』、前掲、昭和三七年。

三 地形環境とその変遷

嘉応三年の文書に見える池田荘の四至は、

限東天龍河

限南塩海并宮崎

限西長田長上兩郡境

限北宇江墓楊田

となっている。これらのうち、荘の南境は海岸のビーチリッジ、またはそれを少し越えたラグーン起源のバックスワンプと考えてよい。したがって、東平松く中平松の旧浜堤近くに境界を求めることができるといえる。また北境は、推定された『富田郷』のほぼ北辺とみなされる。西を限る長田長上兩郡とは、和銅二年以前の長田郡、近世に長上郡としてまとめられたところで、歌川学氏の推定によると、西では馬込川のあたり、東では天龍川現流路の少し西寄り、われわれが条里制推定の南北基線として用いた線の近くに、その境界が引かれる。そうしてこの兩郡は、上・下飯田町付近で分かれ、北側を長上郡、南側の海岸までを長田もしくは長下郡と称したらしい。

これらに対し、池田荘の東境に関しては、非常に問題がある。先にわれわれが推定した荘内の郷保村里嶋の多くは、現在の天龍川流路の左岸を占めている。しかるに文書では、『天龍河』が荘の東境を限る。ここに当然のことながら、河道の西遷を考えねばならなくなった。

周知のごとく、東関紀行をはじめ、中世の東海道を通過

した人びとの旅行記によると、都より東国へ向かう場合は、引馬(曳馬……浜松)もしくは三方原方面から、池田宿を経由して天龍川を渡り、見付の遠江国府に至っている。現在の池田が池田宿のあとと考えられる以上、中世には天龍川の本流が、その東側を流れたことはほとんど疑う余地がない。嘉祿ころ(一二二五～二七)のものといわれる海道記は、つぎのごとくしている。

……時既にたそがれになれば、夜の宿を向へて池田の宿にとまる。十二日、池田を立てくれぐれ行ば、林野おなしさまなれども、ところどころみちとなれば見るにしがひてめづらしく、天中川をわたれば大河にて水面三町ばかりあれば舟にて渡る。はやく波さかしくてさほもさしえねば、大なる扒をもちてよこざまに水をかきてわたる。

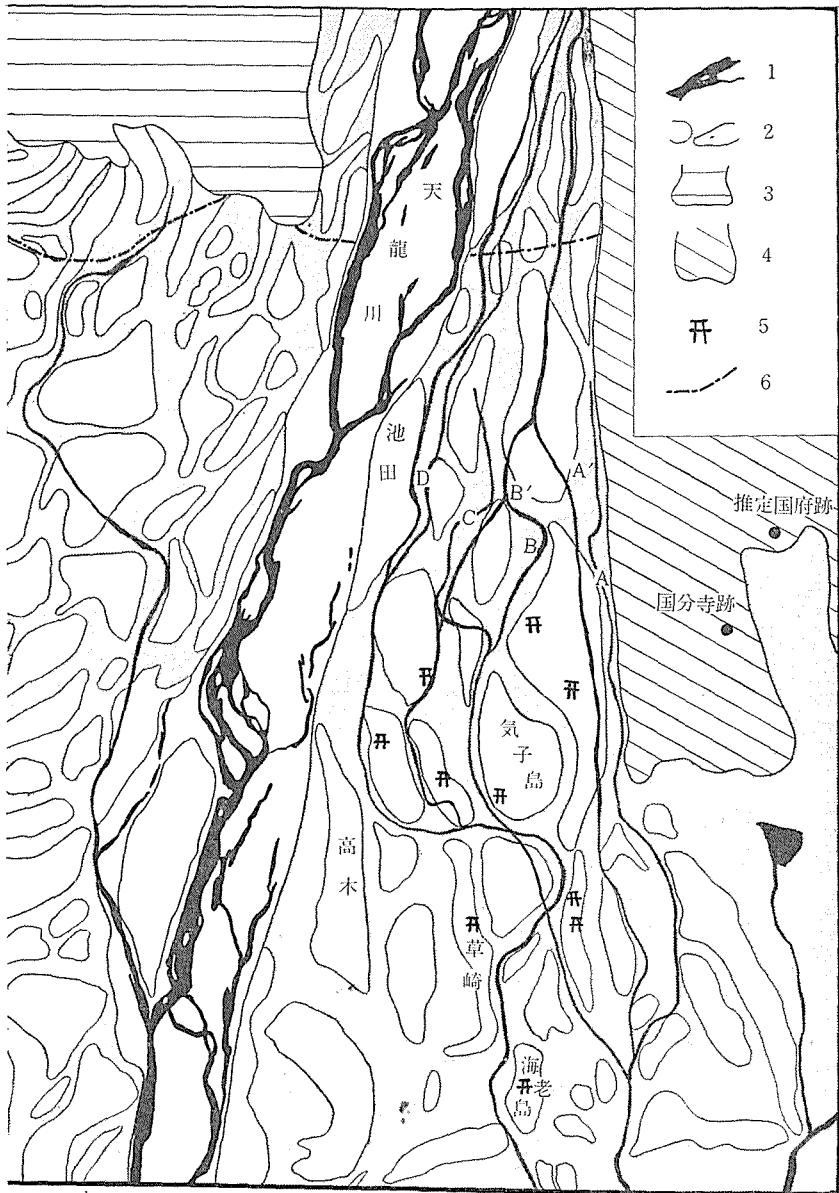
この記事は、池田宿の東側において、幅三町ばかりの、当時天中川とも呼ばれた天龍川の本流が、流れていたことを示すものである。そこでわれわれは、空中写真にてまず微地形を解説し、微高地(旧中洲・自然堤防)と低地(流跡・バックマーシユ)の別を明らかにしたのち、野外観察によってそれを確かめ、第三図を作製した。この図の中で、『天中川』の河道を明らかにする必要がある。第三図によれば、

池田と国分寺跡もしくは国府跡と推定される個所とを結んだ線上には、四つの流跡が見いだされる。それらのうちで、三町幅という点からみて、Bを海道記の『天中川』にあてるのが、妥当なように思われる。

しかしながら、複雑な網状流跡からも知られるごとく、平安末期～鎌倉期の天龍川が、B'～BまたはCの流路をとっていたにせよ、それは本流のことであって、現河床の水流が示す状態と同様に、多数の分流もしくは派川が存在し、そのうちの若干は開拓されて水田となり、あるいは自然のまま放置されて増水時にのみ流水を見たものではないか。

嘉応三年の文書は傍示に関して、『壹所良富田郷拾柒坪勾坂境古河』としているが、この場合の『古河』も、かかる流跡の一つと考えられる。堤防を強固にしないかぎり、河川の乱流は当然のことである。当時としては、引馬～池田宿間に比べて、池田宿と見付国府間の交通が、大河の本流に妨げられていっそう困難だったというにすぎない。

しからばかかる本流は、いつごろ池田宿の西側に転じたものであろうか。残念ながら、その事実を直接に示す史料はいまだに提示しえない。間接に推定するしか方法のない

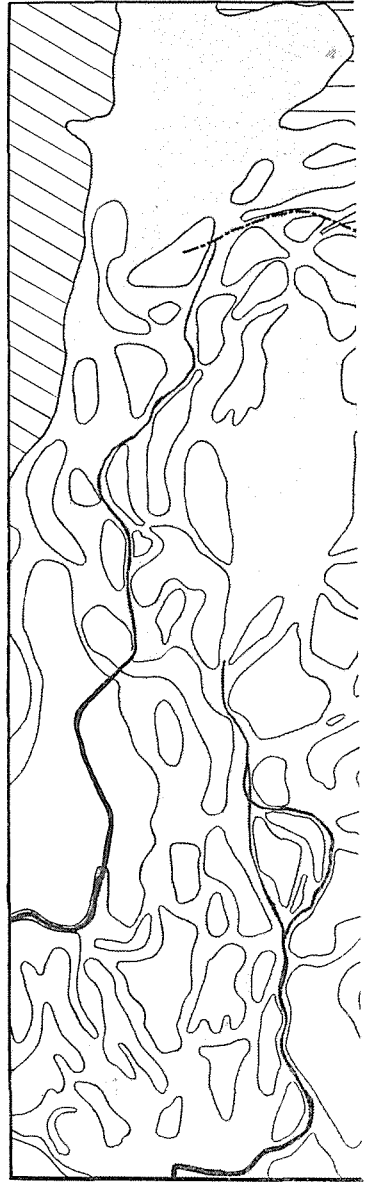


第3図 池田荘域およびその付近の地形

1. 現水系
2. 網状流跡・バックマーシュと旧中洲・自然堤防
3. 下位段丘
4. 上位段丘および台地
5. 松尾神社
6. 乾田と湿田との境界

現段階である。

安永年間（一七七二〜八二）の東海道分間絵図^②によれば、天龍川右岸に臨む中野町のやや上手から、左岸に位置する長ノ森へ（天龍わたしむかし道）と池田へ（見付近道）との二つのルートがしるされ、これらの間に大天龍と小天龍とが見いだされる。またこの図にはないが、富田の子安ノ森も渡船場をなしていた。かくして池田宿の西側において、近世には天龍川が小さく二つに分かれていたことがわかる。そうして、かかる状態は、正保年間（一六四四〜四八）の豊田郡絵図、寛永十八年（一六四一）の絵図等によっても確



かめられる。したがって、少なくともこの時期以後は、池田部落の西側を天龍川が流れたことが明白である。^③

しかしながら、それ以前のことについては、にわかには断定しがたい。『天龍川水防誌』に載せる元龜三年（一五七二）の天龍河図^④によると、現在の馬込川の前身が上流において天龍川につながり、のち二つに分かれて『小てんりゅう』となり、『大てんりゅう』のほうは、池田の少し上流にて二分され、一つは磐田原の崖下を、もう一つの広いのは池田の西を通じさせている。すでに述べたごとく、馬込川が下位段丘を開析する以上、これを天龍川とつながらせるこ

とは当を得ないが、『大てんりゆう』を二分させる考え方は、ある程度まで参考にしてよからう。それは天龍川の本流が、池田宿の東から西へ移り、もとの河道にも水が流れていた室町期の状態を示すものである。磐田市郷土館では、一三四〇〜一四二〇年の間、おそらく十四世紀末に天龍川が西遷したと解説しているが、これはおもに紀行類の解釈によるもので、今後とも種々なる資料の分析を進めていく必要が痛感される。

一般に河道が移動する場合、一つの流路に土砂が堆積して自然堤防が発達し、ついに水を通さなくなつて、バックマーンシュに全く新しい流路ができるものと考えられやすい。タリム川など乾燥地域においては、かかるケースが確かにみられる。しかしながら、アジア・モンスーン地域に属し、多雨のためしばしば洪水に襲われるうえ、地盤の不安定な日本の沖積平野においては、東遷した斐伊川など特殊な例を除けば、文字通り河道が一つから他へ転ずるとは考えがたい。多数の分流のなかでいずれかが本流をなしていたところ、異常な増水とかあるいは時代の経過とともに、それが他に変わったというほうが実状に近い。天龍川の西遷も、

かかる本流の移動と考えるべきである。

空中写真が示すごとく、河水統制がじゅうぶんでない歴史時代においては、天龍川にも多くの分流があったにちがいない。たいていは増水時のみ河道となつたものと思われる。こういう流路は、本流の堤防補強と開発の進展により、しだいに水田化されて、現河道の状態に近くなつたのが、近世にはいつてからと考えてよからう。しかし、近世および明治と昭和期を通じてなお若干の分流が残っており、とくにそれは下流において著しいものであった。たとえば前記正保の地図では、天龍川の本流を下流で二分させたし、天保三年（一八三二）の図^⑤によると、本流が掛塚の東へ大きく曲流し、そこへ仿僧川が合している。そうして、『海老島堀割天保三辰三月出来絵図御指示ノ事』とするされ、海老島村・東平松村の西側には、新しく堀開された仿僧川の流末が見える。またその四年前の文政十一年（一八二八）に作製された天龍川水防絵図においては、天龍川の顕著な曲流が明白に示されている。下流におけるほど、天龍川は多数の分流とともに、曲流を繰り返していたものであろう。このように複雑な河道も、昭和期における土地改良・河

第1表 荘域およびその周辺における微高地の計測結果

微高地			面積 ha	微高地			面積 ha	
左岸	勾坂	坂西	11.5	中平	松西	松岡	36.5	
	勾坂	の南	12.0	中豊	松西	松岡	104.5	
	勾七	蔵新	9.0	掛保	六島	塚島	62.5	
	勾坂	新坂	27.0	保保	六島	島東	12.5	
	勾坂	中之郷	144.5	保保	六島	の東	10.0	
	中野	戸加	37.5	岡田	六島	一色	104.5	
	中池	田源	86.0	上切	岡田	野中	42.0	
	上田	新源	23.5	北島	岡田	堂手	29.0	
	弥藤	新太	32.0	萬島	岡田	寺島	8.0	
	一藤	言新	153.0	堂島	岡田	島	17.5	
	森下	の	24.0	右岸	東鶴	見老	間町	137.5
	長氣	子	68.5		新龍	見老	間町	20.0
	上本	郷下	82.5		龍龍	光木	間町	13.0
	赤池	郷上	30.0		村安	光木	間町	30.0
	中島	ノ内	44.0		安中	野野	間町	17.5
	防平	の	99.5		中国	野野	間町	58.5
	草草	須拍	23.5		中安	里(大)	見(神)	30.5
	長白		52.0		安間	里(大)	見(神)	19.0
	倉倉		48.0		西富	里(大)	見(神)	17.0
	長海		50.0		富白	里(大)	見(神)	34.5
		8.5				8.5		
		27.5				36.0		
		23.5						
		27.5						
		6.5						
				総計			2,720.5	
				平均1微高地当たり			57.9	

水統制事業の発達とともに、しだいに整理されていった。すなわち、上流において大平川が締切られたのは、昭和十四年のことであり、また下流においては、掛塚輪中の東を通る東派川が昭和十八年に、鶴見輪中の西側を通る西派川が昭和二十六年に廃止され、ここに天龍川の直線化と一本化

が完成するに至った。^⑥ なお天龍・太田両河川の沖積作用から取り残されたバツクマーシユ地帯に、広い海跡湖を想定し、大池をその名残り^⑦と考えるのは誤っており、このことは条里型土地割の分布からも明らかである。

以上にみたごとき地形条件をもつ地域において、個々の郷保村里嶋は、どのような立地環境にあったのだろうか。荘券が示すごとく、条里的なプランが存在したとしても、現実には里のみがしるされ、居住単位が嶋となったり、またしばしば坪のかわりに『壹所』という表記法が用いられている。これらのことは、大井川右岸の扇面を占める質侶荘^⑧とかなり似た、乱流の著しい立地環境を推測せしめるものである。そうして、郷や保や村や嶋としてまとめて呼ばれた居住の単位地区は、第三図に示すごとく、それぞれ微高地ではなかったかと考えられる。かかる微高地において、盛土をして住居が営まれ、その周囲を畠や乾田に、網状の流跡やバックマーシユを年荒の多い水田として用いたものであろう。後代に

おける田島畑の拡大や土地改良および治水事業の発達は、

オリジナルな微高地を変形させたとはいえず、基本的には微高地と低湿地の利用上の対照に変わりがなかった。

そこでわれわれは、一〇メートル等高線より掛塚橋にかけての池田荘を中心とする地域について、かかる微高地の面積を計測してみた。その結果は、第一表に示すごとくで、平均して五七・九ヘクタールが、一微高地当たりの面積となる。この平均値は、嘉応の荘券の頭初にしろされた総面積六五七町余を現在の丈量単位に修正したのち、それを郷保村嶋などの十五の居住単位地区で除して得られる約五二町にたいへん近いものである。しかし、これは単なる平均にすぎず、個々の居住単位地区については、現在の計測結果と合わないのは当然のことといえよう。

いずれにせよ、池田荘の場合は、微高地が開発の主たる対象となり、低湿地にはそれがさほど及ばなかったらしい。ある意味で、微高地ごとの一種の輪中景観も考えられよう。一方では微高地が洪水に対する守りを固め、他方では旧河道やバックマーシュは水田化され、そうして本流が連続的な堤防にて固定されていった。これが本地域における開発

史の方向である。

① 歌川学「浜松付近における条里制の遺構」、前掲。

② 以下三つの絵図は、磐田市郷土館所蔵の写しによる。原図は西新町松尾洗耳氏蔵。

③ 『磐田市史』四六九ページ。

④ 天龍川東縁水防組合『天龍川水防誌』昭和十三年、一八九ページ。

(甲陽軍鑑卷十四よりの引用)。なお、遠江國風土記伝の正保の長上郡図も池田の上手での二分流説をとっている(『天龍川水防誌』)。

⑤ つぎの絵図とともに、磐田市郷土館蔵。

⑥ 『天龍川下流における治水と土地改良の発展』前掲、建設省磐田工事事務所『天龍川治水年表』。

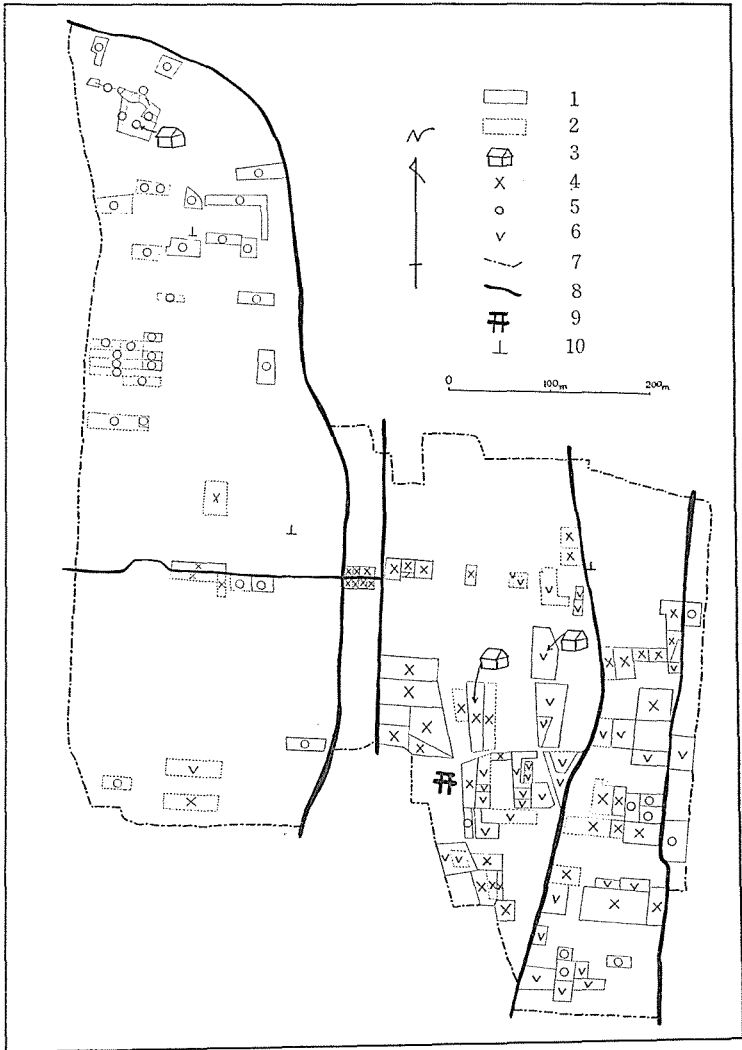
⑦ 『磐田市史』四〇六ページ。

⑧ 大治四年遠江國質侶荘立券文案(『平安遺文』六、二二二九)。

四 在家集落の構造

網状に分布する旧河道やバックマーシュにより、断裂された微高地に立地していた荘園期の集落は、いかなる形態をとり、いかなる構造を示すものであっただろうか。

この地域における現在の集落は、一部の塊状をなす渡津町や列状の街道および堤防集落を除き、小村もしくは小さい疎集村の景観を呈している。それは集村の分裂からではなく、オリジナルには散居に近い景観をなしたものが生長した結果と考えてよい。



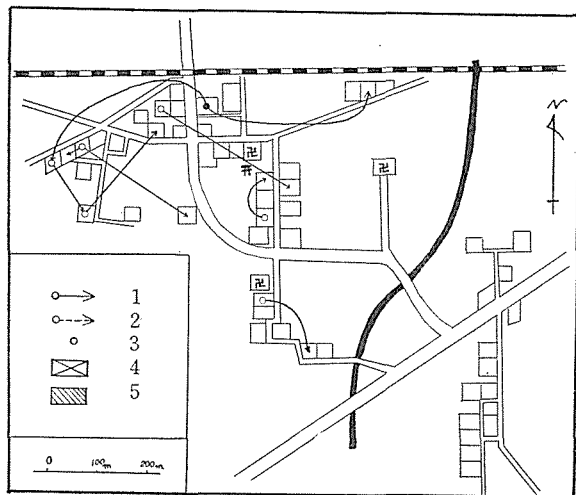
第4図 長須賀における三つの本家の所有地

1. 水田 2. 畑地 3. 本家の所在地 4. 榎本家の所有地 5. 高野家の所有地
 6. 袴田家の所有地 7. 大字界 8. 水路 9. 松尾神社 10. 共同墓地

散居的傾向の集落が最大の特色となすものに、農家の周辺に経営地のまとまることがあげられる。たとえば嘉応の文書に記載された長須賀は、現在は十五世帯（一九六〇年）から成る小村であるが、そのなかで、本家／分家関係をたどった結果、最も古いと思われる榎本開男・高野政男・袴田宗一の三本家の所有地は、第四図のごとくになっていた^①。純粋の散居農場ほど集団化しておらないが、集村におけるごときひどい錯圃は見られず、住居を中心に少しずつまとまったようすががわられる。また一一〇世帯の草崎のなかでは最も古い山内武本家の場合も、宅地を取り巻く所有地が最も広く、他の十二個所に散在するものは面積も小さくなっていた。これが小村・小疎集村の土地所有・経営構造上の特色である。

他方、住居のほうを見ると、家屋が疎状の小さいグループをなし、かかる形態が長い間にわたり維持されてきたように思われる。しかし、それを構成するメンバーは、ゆるいテンポにおいて絶えず変化し、そのため輪郭を徐々にながらも変えてきた。この点では洪水の恐れが少ない磐井川の段丘において、長く継続された散居型集落^②とは若干異なる。

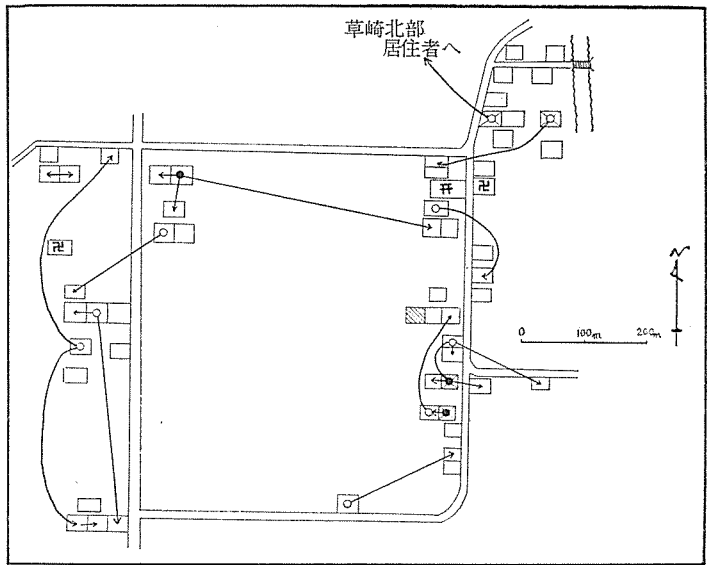
天龍川下流域においては、本家／分家／新分家を本屋／新屋／新々屋と称し、その関係をジンソンと言っている。かかる同族の集団がカドまたはモンであり、新屋の創出はカドワリと呼ばれる。しかも興味が引かれるのは、分家の際に、『ツブレカドをもらおう』とか、『もらいカドをする』とかいう慣行が、わずかながらも見られる点である。



第5図 本屋～新屋の関係(1) 気子島

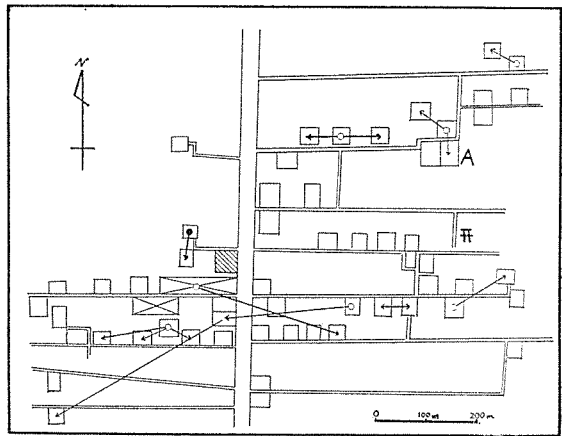
1. 本屋～新屋の関係(Aは異姓の場合)
2. ツブレカド
3. 旧家といわれる家
4. をもらって分家した家
5. モライカドをして分家したところ

そこでわれわれは、池田荘券にあらわれた気子島・長須賀・草崎・高木・海老島の諸部落について、かかるシンソンの関係を追及してみた。第五図（第七図）は気子島・草崎の南



第 6 図 本屋～新屋の関係（2） 草崎の南部

部・高木の一部について示したものである。残念ながら、過去帳や地方文書をもってしては、本屋の起源をいずれも近世初期以前にはさかのぼりえなかったが、個々の家の盛衰にもかかわらず、全体としてかかる小村、または小規模な疎集村形態が維持されてきたように思われる。『万五郎一門』が集まる海老島の場合を除き、これら諸部落にお



第 7 図 本屋～新屋の関係（3） 高木の一部

荘の地区別・地目別面積

野	地目不明	合計	各地区の 荘券記載 との差	池・池成	墓	河	濱	他荘領
町反丈	町反丈	町反丈	町反丈	町反丈		町反丈	町反丈	町反丈
984.5	0	177.0	-121.5					
0	0	13,1.2	-4.0					
14,3.1	2,2.1	108,6.1	+9,4.5					
0	0	8,9.0	+2.1					羽島内 3,1.0
0	2,0.0	37,7.2	+3.3					羽島内 6.4
19,3.1	4,2.0.5	177,2.2	+1,3.2			7,4.1		
9,9.4	2,0.3	72,1.2	-1,8.2					
0	1,0.0	18,4.0	+3	4.0				
0	1,6.0	62,8.4	+1,2.0					葡内 1,3.4
0	,4	19,5.0	-1,9.1					川勾内 3,5.0
0	4,4.5	21,0.3.5	-2,1.0.5					川勾内 9,1.5
0	0	20,0.0	0					
0	0	11,7.0.5	0					
0	,1	24,6.3	-2,8.3					
0	7,0 屋敷 1,0	27,1.3.5	+1,0.2	池……7,3 池成……8,0	5.0	4,0.2 +α	1,0.0	
53.5.0.5	14,4.4 屋敷 1,0	638,8.3.5	-5,1,2.5	1,9.3	5.0	11,4.3 +α	1,0.0	9,5,4.5
58,1.3		657,0.4				河 30余町 河原 40余町	2余町	
58,1.3		644,0.1						
-4,6,2.5		-17,2,0.5		+1,9.3	+5.0	-58,5.2	-2,0.0	
-4,6,2.5		-5,1,2.5						

* * 畠在家の面積はすべて畠として計算した。

るたいのの新屋は、本屋から若干離れたところに立地する。一方ではかかる新地に分家させ、他方ではツブレカドの旧地を受けつぎ、全体としてみれば、集落形態にさほど激しい変化が起らなかった。変化は家屋密度のゆるい増加という点のみに生じたと言える。

荘券にはしるされないが、やはり荘域に含まれる豊田村の弥藤太島（十四世帯）の場合、熊岡本家が最も古く、四戸から成る同族の墓には、『天龜三年正月二十日歿岡本弥藤太』とするされていた。また掛沢本家の場合は、文明十一年（一四七九）の来住となっている。これらは、室町後期のこととはいえ、旧中洲を占めた同族による小村的居住のオリジナルな形態を知

第2表 立券状に基づく池田

	在 家	一 町 嶋 等	田				**	常
			見	作	年荒・作荒	田代	小計	嶋
			町反丈	町反丈	町反丈	町反丈	町反丈	町反丈
富田	1	0	3,0.5	0	3,2.0	3,3.0.5	1,4.1	2,8.4.5
葛巻	0	2	0	0	5,7.4	5,7.4	7,3.3	0
大見	0	7	28,0.0	26,7.2	12,4.4	67,2.1	13,6.4	11,1.4
中相	1	0	7,0.4	,4	0	7,1.3	1,5.4	1,3
相撲	0	0	23,3.4.5	1,2.3	8,2	25,4.4.5	1,9.1	6,3.1.5
岡本	8	8(1)	60,7.1.5	12,7.2	19,6.4	93,1.2.5	38,4.0	22,1.3
池田	4	*1	22,2.3	6,6.1 +α	10,3.1 +α	39,2.0	17,5.4 +α	3,3.1 +α
吉国	0	0	10,5.4	1,3.0	2,4.4	14,3.3	1,4.3	1,5.4
高草	0	0	58,7.2	2,3.0	0	61,0.2	0	2,2
高木	0	*6	10,1.1	0	0	10,1.1	9,3.0	0
草前	3	1	4,0,3.5	6,3.5	2,0.4	6,8.1	13,7.3	0
気予	6	16(7)	4,3	0	0	4,3	19,5.2	0
長須	5	1(1)	0	0	0	0	11,7,0.5 +α	0
牛嶋	1	*3(2)	15,1.2	2,3.4	1,2.0	18,7.1	3,7.0	2,2.1
蟻嶋	3	0	17,8,1.5	3,2.1 +α	1,6.2	22,6,4.5 +α	3,5.4	0
A 計	32	45(1)	258,7.0.5	57,3,0.5 +α	59,7,0 +α	375,7,1 +α	144,9,4.5 +α	50,0,3.5 +α
B 莊券記載の 総計		50字	261,2.3	60,0.2	64,1,1	385,4,1	164,3,2	49,1,3
C 莊券各地区 記載の合計		40字	260,2,2.5	60,4,1.5	64,1,1.5	384,8,0.5	151,8,2.5	49,2.0
A-B		-18	-2,5,2.5	-2,7,1.5	-4,4,1	-9,6,0	-19,3,3.5	+9,0,5
A-C		-8	-1,5,2	-3,1,1	-4,4,1.5	-9,0,4.5	-6,8,4	+8,3,0.5

*…明らかに在家と考えられるもの。()内は1町以下または1所として記載されたもの。

るうえで、なんらかの手がかりを
与えるように思われる。

しからば平安末期において、池田莊内には、いかなる居住景観が見られたのであろうか。そこで筆者は、嘉応の立券状の内容を整理することにした。ところで、この文書の頭初にしろされた総計面積、各郷保村嶋ごとに記載された合計面積、坪付にしたがって書き込まれた面積を合計したものの三者は、残念ながら一致しない。したがって、そこには、測量上、記載上の脱落や誤りがあったとみなすべきだが、そのすべてを訂正することは不可能に近い。なお立券状では、反以下の面積の表記にたいいてい『丈』(二〇代)を用いている。五丈がすなわち一反である。

このことは歩を用いる場合、三六歩（富田・相摸田）という、ちようど〇・五丈にあたる面積を単位としていることから判明する。このようにして、荘券の示す記載上のさまざまな脱落や誤りから、かえって興味深い事実を引きだしうるしだいである。

第二表には、立券状を整理した結果が示されている。まず池田荘の田は、見作・年荒もしくは作荒（国富保小池里外）および田代から成る。田代は田の年荒やその他の常荒よりも面積が多い。これは開墾予定地、水害による流失田の代替地、もしくは鎌倉期の間田的なもの等と考えられるが、最近吉田晶氏により、条里地割内の水田予定地なることが明らかにされた。^④ 大見村における田・畠・常荒などとの並記、富田の畠代などがこの際参考となる。

広大な荘域にはかかる田の類のほかに、畠・常荒・野・濱・河原・池・池成（蝦蟇）・墓（蝦蟇）などの諸地類が展開していた。しかし、これらの面積は正確でなく、坪付内の面積を合しても、総計や各郷保村嶋ごとに記載の合計とはかなりくいちがう。これらの地目のうちで、野は旧中洲か自然堤防、池はバックマーシユ、河は河流もしくは流跡、

濱はビーチリッジと考えてよからう。第三図から推して、もっと多くの河の面積がしるされてもよいはずだが、当時はなお開発の重点が微高地とその縁辺に置かれ、水腐田となりやすい流跡やバックマーシユにはさほど及ばなかったもののように思われる。

そうして、これらの土地においては、かなり広い範囲にわたたり、条里制が施行されていた。しかし、一里三六町のすべてが条里型に区画されたと思われる例は少なく、また一坪内でもそのうちの若干が耕地化されたにすぎない場合が多い。またしばしば『里外』があらわれる。そのうえ条里制の施行範囲外も一部は荘域に含まれ、かかるところは坪のかわりに『壺所』としるされている。その最大は二町五段（長須賀）である。

以上に対し、在家に関しては最も問題が多い。そうしてその性格を明らかにすることが集落の形態と構造を知ろうえでの鍵ともなる。

立券状においては、最初に在家五〇宇と総計されている。しかるに、第二表に示したごとく、各地区ごとの記載では四〇宇であり、また坪付を検討した結果は三三宇にすぎな

かった。他方、坪付において『何坪壹町畠』としるされたなかで、池田郷二里二三坪の一、高木郷の六、牛嶋の三は、各地区ごとの在家総数の記載から推して、『壹町畠在家』とみなしてもよい。前記三二字にこれらを合わせると四二字となる。さらに在家がしるされない葛巻・相撲田・吉富・国富保の四地区と単に合計のところに『在家』とのみ書かれた大見村について、それぞれ在家を一つずつあてがうと、総計は四七字となる。残りは荘園経営の根拠地を占める大見村のものとすれば、これでもうやく最初の在家総数となる。かくして郷・保・村・嶋の各居住単位地区には、最大八、最小一つの在家が存在したものと考えられる。

在家が果たして(一)現実に家屋をもつ住居をさすものか、(二)家屋を根拠としながらもそれ以上のものであったのか、(三)あるいは単に在家役を負担する抽象的な賦役関係を示すにすぎないものかについては、にわかに断定できない。しかしたとえば、最も古くは神護景雲元年(七六七)の東大寺領越中国鹿田村に関する絵図^⑤によると、十六条小田下里の四行二坪には『榛村并神社』があつて、そこから北東へ離れた三行四小家田には散居集落を思わせる『物部石敷在

家』が見いだされること、さらに時代は新しいが、粉河寺領の絵図^⑥には『北村在家』がしるされていることなどから推して、在家とは単に抽象的な負担関係にとどまらず、若干の建物を含む居住と土地経営のなんらかの単位をさすように思われる。

池田荘の場合、かかる『在家』は、畠とともに並記されるゆえ、居住に好都合な微高地を占めたことは明らかである。ところで、在家の記載様式をみると、『何坪壹町畠在家』と『何坪壹町畠在家壹字』とを通例とし、そのほか『何坪作×段畠×段在家壹字』(娘嶋・草前郷・氣子嶋)というのがあげられる。前二者は一町内がすべて畠から、後者は水田と畑地とから成る場合である。しかも一町内では在家はたいてい一字しかなく、二字となるのは、長須賀の『壹所』に限られる。そうして在家をもつ畠の最大は、長須賀の壹所二町五反(畠、在家壹字)となっている。

このような状況において、壹町・壹所『畠在家』または『在家壹字』が意味する景観はいかなるものであったらうか。その壹町もしくは壹所がほとんど家屋にて占められたとは考えられない。むしろそのなかでは、建物敷地はほ

とんど取るに足りないものであった。というのは、富田や中村の場合、『壹町畠在家』をすべて畠とみなさないと、合計が荘券記載のものに合致しないからである。荘園制下では、屋敷については畑と同率の貢租が算定されたために、『畠在家』として畑地と屋敷地との区別をしるさなかったと考えても、さほど広い屋敷地が想定できない。

幸いにも一個所でのみ、在家的な屋敷の面積をほぼ推定できる。それは蝦島の場合であって、

貳拾貳坪築段肆丈^{作三反畠三反}
四丈^{在家壹宇}

との記載が文書に見いだされる。作と畠との合計は六反四丈となつて、七反四丈に一反だけ不足する。かくて残りの一反が在家の屋敷地と推定すればいかなものであろうか。かかる一反屋敷は、畿内の均等名荘園、たとえば文永年間(二二六四〜二二七五)の大和国乙木荘^⑦にみられるものと相通じる。

立券状によれば、五〇宇の在家を中心に、三八五町四反一丈の水田と一六四町三反二丈の畑地が経営された。一在家あたり七町七反強の水田と三町三反弱の畑地となる。かくして、在家役負担者として荘園領主の領有体系の末端組

織を支えた者を中心に、おそらく血縁的、一部は擬制的に同族関係にある数戸づつが、土地経営の単位をなし、小村もしくは小規模な疎集村形態を保って、それぞれの微高地を占居していた。そしてかかる微高地は、最小のもので一グループ、最大のもので岡本郷の場合のごとく八グループを立地せしめたと考えられる。しかもかかるグループは、必ずしも住居を一つにせず疎集するのが通例で、在家役負担者と他の家族との間には、鎌倉期の東北における在家のごとく、強い隸属関係は、その必要がなかったものとみてよい。これが平安末期における天龍川下流域の集落景観である。

石母田正氏は、かつて東北の辺境について、『散村的在家集落』を範ちゅう化してよいとの見解を示した^⑧。他方、永原慶二氏は、薩摩国入来院について、在家の孤立農家^⑨小村的形態を明らかにした^⑩。天龍川下流域においてかつて見られたものは、小村もしくは小規模な疎集村的在家集落であり、それが今日の集落景観のオリジンをなすように思われる。それとともに、在家集落は、長井政太郎氏が明らかにしたごとき豪族屋敷に結びつかないことにも、注意す

の必要があろう。

- ① 榎本開男氏：宅地四四八坪、水田一町四反八畝九步、畑地六反七畝二〇步、高野政男氏：宅地四八六・六五坪、水田八反二畝九步、畑地五反三畝四步、池沼一畝一步、袴田宗一氏：宅地四六三坪、水田八反三畝、畑地六反二畝二三步。
- ② 宅地六一〇坪、水田一町三反五畝十七步、畑地五反四畝十二步。
- ③ 拙著『平野の開発』九章二節、昭和三九年。
- ④ 吉田晶「平安期の開発に関する二・三の問題」『史林』四八ノ六、一九六五年。
- ⑤ 正倉院蔵。
- ⑥ 隨心院所蔵。池田敬正氏の御好意によりこの図を拝見する機会を得た。しるして謝意を表したい。
- ⑦ 『乙木庄糸里坪付図』京大影写図による。
- ⑧ 石母田正「辺境の長者」『歴史評論』九二、九五、九六、昭和三三年。
- ⑨ 永原慶二、前掲書。
- ⑩ 長井政太郎『置賜地方の豪族屋敷』昭和三二年。

む す び

われわれが用いた歴史地理学的方法によれば、平安末期において遠江国で経営された松尾神社領の池田荘は、旧中洲・自然堤防の微高地と網状の流跡およびバックマーシェから成る天龍川下流域のかなり広い範囲を占め、大懸神社付近に経営の根拠地を置くものであった。当時は開発が微高地を中心に行なわれ、低湿地にはさほど及んでいなかった。

たように思われる。はらんししやすい地形的環境のため、居住地区の連続性が少なく、また居住の継続性も薄いことは、糸里が断裂的で田代や荒が多かったこと、糸里制遺構がわずかしか見いだされないことから知られる。かかる地域において、微高地に占居する集落景観は、一反未満の屋敷地をもつ在家負担者を中心に、同族的なものが数戸ずつグループをつくる小村もしくは小さい疎集村をなしていた。これが東北の在家的かつ豪族屋敷的な集落と異なる点である。

以上は少ない資料から多くの推定をまじえたわれわれの研究の総括である。今後とも研究をつづけてよりよき復原図を作製したいものと考ええる。大方の御叱正を願うしだいである。

付記 この研究は昭和三七・三八年年度、文部省科学研究費（総合研究）によったものである。本稿は総括的なもので、今後、当時のメンバーによる諸研究が発表されるであろう。本稿成るにおよび、いろいろとお世話になった磐田市・浜松市・豊田村・竜洋町当局の方々、調査に種々御協力くださった野田只夫氏をはじめ、池野茂・梅崎秀治・早瀬哲恒・大迫輝通・守田優・目下雅義・渡辺利得・石谷温・水野善次・岡田淳一・杉山宏・福田徹・天野滋・天野綱・西崎洋子・岩佐武彦・辻文男・中村洋三・坂口慶治・上田洋行の諸氏に深く感謝するしだいである。

（立命館大学教授）

The Formation and Character of the *Kintômyô* 均等名
System in *Kyûshû* 九州

by

Keiichi Kudo

This article is to explain synthetically the *Hyakushômyô* 百姓名 system of manor in *Kyûshû* 九州, especially the structure and character of the *Kintômyô* 均等名 system, not only as a problem of the evolution of *Zaike* 在家, but also in each political conditions. The three cases, *Mitanoshô* 水田莊 in the *Chikugo* 筑後 country, *Tazomenosho* 田染莊 in the *Bungo* 豊後 country, and *Iwasakinoshô* 岩崎莊 in the *Buzen* 豊前 country (and *Ononoshô* 小野莊) in the *Bungo* country), are treated in this articles as historical materials, which have each speciality with the certain related sources that lead to our considerable supposition of its circumstances of those days, except the fragmentary sources. Then, there were the two problems in the character of those *Kintômyô* system, the problems which consisted of the formation of the *Hyakushômyô* system in the advanced area in the 12th century and the reformation of rule as in the territory under the *Kôyasan* 高野山 and *Kôfukuji* 興福寺 in the period of *Nanbokuchô* 南北朝; it was never the *completion* of manorial government, but *reorganization*.

Historico-geographical Research on the *Ikeda* 池田 Manor
under the Rule of the *Matsuo* 松尾 Shrine in the
lower Basin of the *Tenryu* 天龍 River

by

Takeo Tanioka

The document registered in the 3rd year of *Kaô* 嘉応 (1171) about the *Ikeda* 池田 manor, under the rule of the *Matsuo* 松尾 Shrine, in the *Tôtômi* 遠江 province, was very important to know the origin of the dispersed settlements in Japan, as already pointed out by the late Dr. M. Fujita; but as this manor was situated on the flood plain in the lower part of the *Tenryu* 天龍 river, and suffered from frequent

inundation, it is difficult to prove the succession of settlement, and to reconstitute exactly the past landscapes with very few related sources. These several years, through the examination of documents, the interpretation of aerial photographs and the field-survey, we have tried to make clear the limit of the manor and to reconstitute the old physical environment and the medieval settlement.

This paper is a report of our latest result. The area is situated on the plain under the alluvial action, forming a subsidence block, high in the north and west and low in the south and east, having the remarkable netted traces of abandoned channels made with frequent variation of the main current; in which the old central sandbanks and natural levees formed a lower highlands. The development of the *Ikeda* manor is thought to be a result of cultivating at first this lower highlands and then advancing into the lowlands such as current trace and back marsh. Those who maintained the terminal organ as 'Zaike 在家' in the ruling system of a remote manor, were the leader class of the social groups which occupied separately the lower highlands; but 'Zaike' organized only a small community, not ruling many serves of his own with his strong power like in the other remote land of medieval Japan. In the *Ikeda* manor people seemed to live separately around the *Zaike*, forming a hamlet or a small scale of the thinly housed village as a unit which consisted of several families of almost the same origin occupying the lower highlands.

Chinese Flags in the *Pre-Ch'in* 先秦 Period

by

Minao Hayashi

No relics of the flags in the *Pre-Ch'in* 先秦 period have been found yet; the arranged description about their kinds and uses is found in the chapter *Szû-ch'ang* 司常 about the flag-managing office of *Chou-li* 周礼, in which flags with various names were distinguished not by their forms but by their painted design; but the flags in pictorial signs or characters in the *Yin* 殷 and the western *Chou* 西周 period and those in the pictures from the Warring-states period to *Han* 漢 dynasty had various styles.

This article proves that various kinds of flags in the chapter of